

申 請

平成 2 5 年 5 月 3 0 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

栃木県知事 福田 富一

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 2 5 年 5 月 2 8 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること
鹿沼市において産出された茶
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

鹿沼市で産出される平成25年産一番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品目	地点	採取日	測定結果 放射性セシウム (Bq/kg)
平成23年産 一番茶 (生葉)	鹿沼市板荷①	H23.5.17	890
平成24年産 一番茶 (飲用茶)	鹿沼市板荷①	H24.5.14	24
	鹿沼市板荷②	H24.5.16	12
	鹿沼市笹原田	H24.5.16	8.3
平成25年産 一番茶 (飲用茶)	鹿沼市板荷①	H25.5.27	2.7
	鹿沼市板荷②	H25.5.27	3.8
	鹿沼市板荷③	H25.5.27	1.6
	鹿沼市笹原田	H25.5.27	2.2

《検査地点の選定方法》

鹿沼市は、県の西部に位置し、地理的条件を活かした農業生産が行われている。市内は主に、野菜・果樹、花木類の生産が盛んな東部畑作地帯、水稻を基幹とした営農が展開される中南部水田地帯、こんにゃくやあさ等の特用作物の産地となっている北西部中山間地帯に区分される。

この中で茶の生産は、北西部中山間地帯の板荷地区を中心に組み込まれているほか、隣接地帯に若干の茶園が点在している。

今回の検査地点として、まず平成23年に出荷制限を判断したサンプルの採取地点を選定した(板荷①)。次に、平成24年産一番茶で基準値超過が確認されたサンプルの採取地点を選定した(板荷②)。さらに、平成24年12月に全生産者を対象に生葉を採取して予備調査を実施し、最も放射性セシウム濃度の測定結果が高かった地点(板荷③、笹原田)を選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、鹿沼市内の3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、結果を公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回、解除を申請する鹿沼市においては、12戸の農家が茶の生産・販売を行っている。各生産者は市内の2か所の製茶工場へ加工を委託し、自ら直売所等で販売する流通形態が主となっている。

各生産者は、茶の放射性セシウム低減対策として関係機関の指導の下、「深刈り」に取り組んできたほか、平成25年産茶葉の生産に向けて適切に整枝作業を繰り返してきた。さらに、吸収抑制対策として施肥管理等にも併せて取り組んできた。

なお、平成23年産及び24年産の茶葉について荒茶に加工したものは、モニタリング検査に供試した検体のみであり、出荷用に収穫・加工は行っていない。

今後の茶の出荷再開にあたって生産者に対しては、収穫、加工の記録とともに、販売先の捕捉を可能とするよう出荷先の記録の保存を求めていく（自ら直売所で販売するものを除く）。

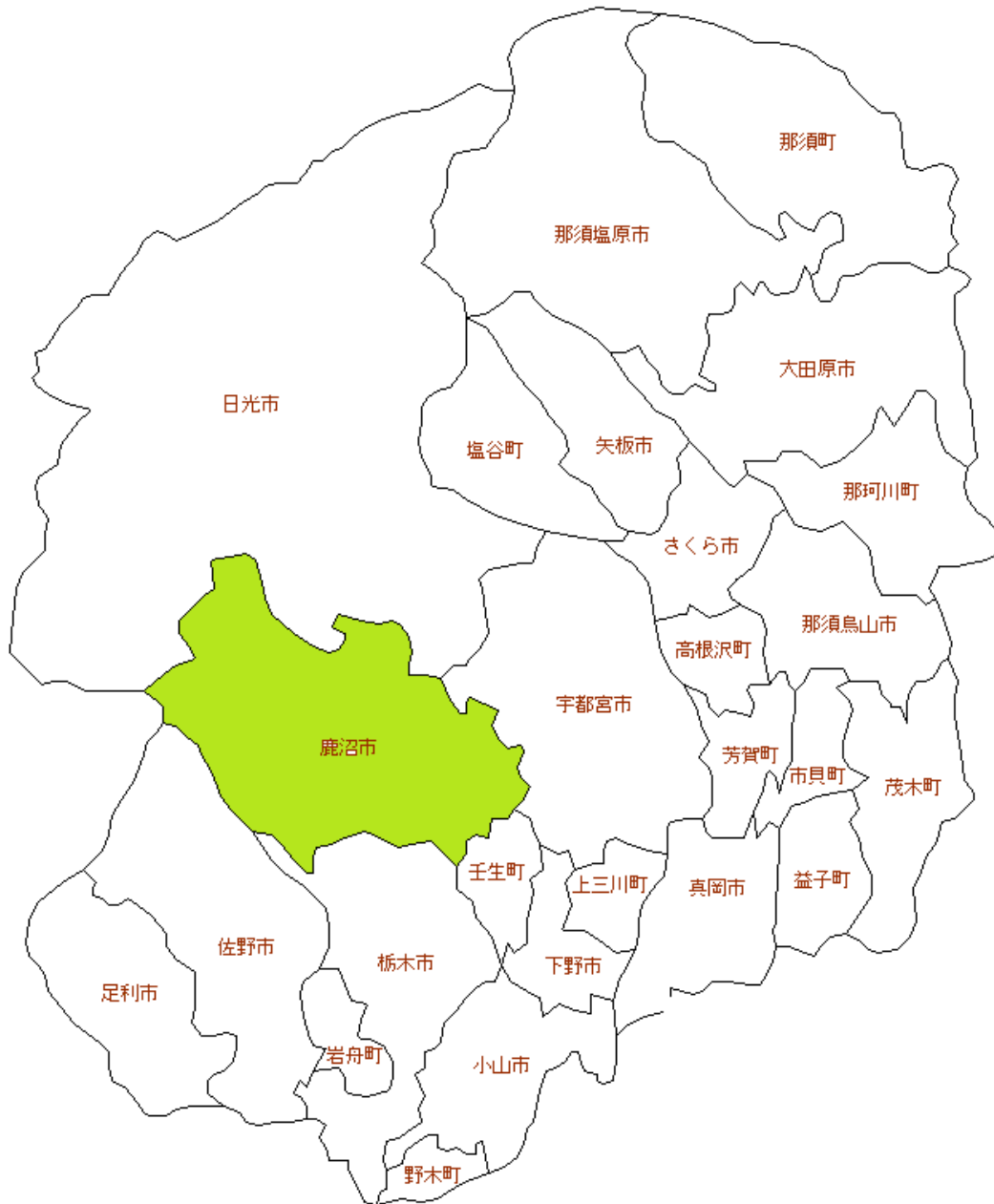
現在のところ鹿沼市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、鹿沼市で産出された荒茶には市町村名等の表示の徹底を図る。

5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える検査結果が確認された場合、該当地域の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

栃木県における茶の解除申請状況



今回解除を申請する地域（鹿沼市）
栽培(摘採)面積 2.9ha
農家戸数 12戸

サンプリング地点（検査ほ場）

鹿沼市板荷地区：3か所（板荷①～③）

鹿沼市笹原田地区：1か所（笹原田）

